

要件等		改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額		55万円	65万円
寡婦及び寡夫に係る生計を一にする子の総所得金額等要件		48万円以下	38万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件		48万円以下	38万円以下
障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人市民税・都民税の非課税措置の合計所得金額要件		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額 (非課税となる方)	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	35万円+10万円	35万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がある方	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円+21万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+21万円
所得割の非課税限度額の総所得金額等 (均等割のみ課税となる方)	同一生計配偶者及び扶養親族がない方	35万円+10万円	35万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がある方	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+10万円+32万円	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+32万円